

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和2年4月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	上横井地区	令和2年3月23日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	竹田畦田地区	令和2年3月23日
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	祇園地区	令和2年2月17日
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業)	川西岩瀬地区	令和2年2月14日
観音寺市高室土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	明星地区	令和2年2月28日
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業)	高木地区	令和2年3月30日
三豊市山本町土地改良区	農地耕作条件改善事業 (水路改修事業)	山池地区	令和2年2月14日